ケーススタディでおさえる

企業の 経理担当者 <mark>必携!</mark>

以描認識

すぐわかる契約・税務のポイント

弁護士·公認会計士 片山 智裕 著



A5判/364頁 定価 本体4,000円+税

本書の特色

- ●「収益認識に関する会計基準」における契約実務や税務への影響とその考え方や仕組みについてケーススタディを用いてまとめた一冊。
- 契約実務や税務への影響を踏まえた実務上の留意点を専門家の視点から分かりやすく紹介。
- ●新基準の適用にあたって必要になる契約(法律)の基礎知識については、対応する会計基準の条項に沿って、民法・商法・会社法等の条文を引用しながら解説。



第2編 収益の単位

3 契約の結合

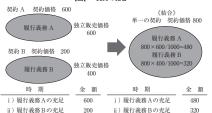
(1) 契約の結合

法形式 Fの契約に従った会計処理

法形式上の複数の契約は、下図のとおり、区分して処理するか単一の契約 として処理するかにより収益認識の時期及び金額が異なる可能性がある(第 121 項)。

例えば、下図では、結合後の契約の取引価格は、結合前の個々の契約の取 引価格の合算額を独立販売価格の比率に基づき複数の履行義務に配分するの で、それぞれの履行義務に配分される取引価格は、結合前の個々の契約で算 定される取引価格と異なる。

【図】-契約の結合-



次のa又はbのような場合には、経済的実態を忠実に反映するため、複数 の契約を結合して単一の契約として処理する必要がある。

例えば、企業が顧客との契約で対価を決定するときに当該顧客との他の 契約の対価との関係により値引きする場合など、ある契約における財又は サービスの対価がその他の契約における財又はサービスの対価に依存する 場合がある。これらの契約を区分して処理すると、各契約の履行義務に配

序 編 収益認識に関する会計基準と

税制改正

収益の金額

第1編 基本原則 第2編 収益の単位

第4編 収益の時期

第3編

第3編 収益の金額

> 会計机理

例えば、企業が顧客に100個の製品を@100(原価70)で販売する。企業は、 返品期間 30 日間中に、25%の確率で生じる状況下では製品 1 個が、50% の確率で生じる状況下では製品3個が、25%の確率で生じる状況下では製 品5個が返品され、いずれの状況でも返品の回収のためのコストは@10 と予想している。

企業は、顧客に製品 100 個を移転した時に、下表のとおり、期待値を使 用して返品が見込まれる確率加重数量が3個であり、企業が権利を得ると 見込む対価の額を 9.700 と算定し、この金額は返品期間満了時までに計上 された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断する。

状 況	返品の個数	状況が生じる確率	期待值		
A	1	25%	0.25		
В	3	50%	1.5		
C	5	25%	1.25		
		確率加重物量	3		

企業は、次のとおり、収益 9,700、返金負債 300 を認識する。 ◎ @ 100 × 返品が見込まれない数量 (100 - 3) = 9,700

(借) 売 掛 金 10,000 (貸) 売 上 返 金 負 借 300

また、企業は、次のとおり、製品を回収する権利として、製品 (棚卸資 産) の従来の帳簿価格@70から返品の回収費用@10を控除した@60で 返品資産を認識する。

◎ @ (70 - 10) ×返品が見込まれる数量 3 = 180

(借	売	Ŀ	原	価	6,820	(貨) 棚	卸	資	産	7,000
	返	딞	資	産	180					

iii 事後の見直し

a 収益

企業は、各決算日に、取引価格の算定に関する第47項~第64項を適用し、

100% (履行の程度)

|当額を超え 要件3名

不能一

額が履行を完了した部分の販売価格相当額に不足する時期があると 込まれる場合には、返金不能の契約条件は、要件③を満たさない。 目 次 ③ 少なくとも履行を完了した部分についての補償を受ける

版行を定了した部分についての確信額は、合理的を利益相当額を合む、 現在までに移転した財又はサービスの販売価格相当額である(指針 12)。 例えば、企業の履行の程度に満たない預け金の没収や解約により企業 が他の顧客に移転するためのコスト (損失) の補填、迷惑料の支払等は

もし、契約の存続期間の中に、企業が顧客から受領した対価の合計

該当しない (IFRS/BC 143)。 財又はサービスの販売価格相当額は、企業が履行義務を充足するため に生じるコストに合理的な利益相当額を加算したものをいい、合理的な 利益相当額は、次のア又はイのいずれかである(指針12)。

契約に基づき履行を完了した部分について合理的に見積った利益相 当額の一定割合

対象となる契約における利益相当額が、同様の契約から通常予想さ れる利益相当額より多額の場合には、当該同様の契約から予想される

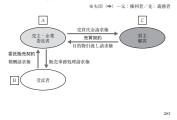
キリトリ線

ド棚各と元頁契約を締結する。 下図のとおり、代理委託・取次委託では、売買契約が下図の金業∆ と顧客匠との間に直接成立するので、企業囚が顧客匠に対して目的物 引渡し義務を負い、売買代金を請求する権利を有する。 企業囚は、企業囚と顧客匠との間に成立した売買契約に本基準を適

用する。ただし、代理委託の場合には、企業国と受託者国との間に委 託販売契約 (代理委託) が成立し、受託者国に代理権が存在すること

【図】-代理委託販売・媒介委託販売-

※矢印(⇒) ···元:権利者/先:養務者



詳細・お申し込みはコチラ -<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 収益認識会計基準

申込部数

申 込 〈第一法規刊〉

ケーススタディでおさえる 収益認識会計基準

- すぐわかる契約・税務のポイント-

●定価 4,400円(本体4,000円) [コード068213]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。 また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

お客様の個人情報の

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを√で選択ください。) □代金引換により支払います。 □租品到差後請求書により支払います

, -					
	*代金引換手数料について	1万円以下の場合、300円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は	、商品のお届け	時に配送業者
	一回あたりのご購入金額	3万円以下の場合、400円+税	に現金でお支払いください。その際	、クレジットカー	-ドはご利用い
	(商品の税込価格+送料) の合計が	10万円以下の場合、600円+税	ただけません。		
				午	H

で住所						, ,	
事務所名							□公用□私用
フリガナ	 様	TEL E-mail	_	@	_		

客様の個人情報の 取扱いについて 取扱いについて ロサフォーム (https://www.daiichinoki.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。 フリーダイヤル 國TEL.0120-203-696 図 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、 このままFAXで下記宛お送りく ださい。

■宛先 〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社 55 FAX.0120-302-640

部

収益認識会計基準 (068213) 2019.10 SA